

目次

3.1. 栄養表示

3.1. 栄養表示

関連法規/規則	MOH（保健省）規則519、2009、第6条,6.2項
栄養参照量（定義, NRVs-R/-NCD）	規定無し
栄養表示（適用：義務もしくは任意）	栄養強調表示をする食品には、栄養表示を義務とすべきことが第6条の6.2.7項に記載されている
適用される食品カテゴリー	規定無し
適用除外（食品カテゴリー）	規定無し
（食品事業者の規模）	規定無し
栄養成分リスト（栄養成分、記載順）	強調表示する場合は、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラル
その他の栄養成分	規定無し
栄養成分量の表示方法（表示方法 100g/ml、1サービング、または1包装あたり）	エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物は、メートル法で、かつ/又は、100g又は100ml当たりの、又はサービング当たりの栄養参照量の%（割合）として表示しなければならない。 強調表示する場合は、メートル法で示された100g又は100ml当たり、かつ/又はサービング当たりのその栄養素量を表示しなければならない。
（表示する値：一定値もしくは幅表示）	栄養含有量は数値でなければならない
（分析値もしくは計算値）	計算値と実測値の両方可
栄養表示のための食品成分表/データベースの利用	規定無し
栄養表示のための食品成分表/データベース	規定無し
栄養成分の計算（エネルギー/たんぱく質/炭水化物/脂質）	規定無し
公差と適合性（誤差範囲）	規定無し
表示方法の特色（フォーマット、%NRV、表示）	栄養参照量に対する%で表示することができる
（パッケージ正面の表示、FOP）	規定無し
栄養表示の行政/順守（政府所管当局/官庁）	Food and Drug Department（食品医薬品局）
査察と罰則	規定無し